

# 指導資料



鹿児島県総合教育センター

## 特別支援教育 第149号

- 幼, 小, 中, 高, 特別支援学校対象 -  
平成20年5月発行

### 特別支援教育を推進する校内委員会の運営の在り方

現在各学校では、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名を行い、特別支援教育の推進に努めている。校内に在籍する特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒（以下、児童生徒等という。）への支援や指導が、学校全体で組織的に実施されるためには、校内委員会が形骸化することなく、その役割や位置付けを明確にし、全教職員の理解を基に、機能を十分に発揮できるような運営方法を検討することが重要である。

そこで本稿では、全校的な支援体制づくりや具体的な取組を推進していくための校内委員会の運営の在り方について述べる。

#### 1 校内委員会運営の基本的な考え方

校内委員会がその機能を発揮するためには、次のことを基本的な考え方として運営することが大切である。

##### (1) 諸情報の収集と集約

校内において適切な指導や必要な支援を確立していくためには、校内委員会を中心となって関連する情報を収集し、集約しておくことが必要である。具体的には、次のような情報が考えられるが、特別支援教育コーディネーターを中心として、校内委員会の構成メンバーが、それ

ぞれ担当する校務分掌等との関連を図りながら分担して収集することが望まれる。

- 支援を要する児童生徒等に関する情報
- ・ 入学前の情報や学習・行動面、検査結果など具体的な支援・指導方法に関する情報
- ・ 障害に関すること、特性に基づく支援法に関する事など
- 校内の諸資源に関する情報
- ・ 個別指導可能な教室や教材・教具等の物的資源や職員の専門性、経験等に関する情報など
- 校外の諸資源に関する情報
- ・ 地域の専門機関や専門性を有する人的な資源等に関する事など

##### (2) 諸情報の共有化の促進

全校的な支援体制を実現していくためには、すべての教職員が必要な情報を共有していくことが重要である。

そこで校内委員会では、校内の特別支援教育推進に関連する情報が、担任や係などの一部に滞らないように配慮すること、換言すれば、支援を要する児童生徒等に関することや具体的な取組状況、専門的な情報などが校内の全教職員に周知されるように、そのシステムを整備することが必要である。

具体的には、学年会や職員会議、職員朝会、研修会などの情報提供や情報交換の「場」を設定すること、電子掲示板の活用や特別支援教育だより等の発行、個別の指導計画等の支援ファイルの準備などの「手段」を検討することが考えられ

る。また、従来設置されている各種委員会や関係する分掌係との連携による情報の共有といった校務分掌間の「連携」を検討することも重要である。

(3) PDCAサイクルに基づく活動の改善  
校内委員会は、特別支援教育を学校全体で進めていくために、図1に示したような企画や連携、児童生徒等の支援に係る諸活動を推進する役割を担う。

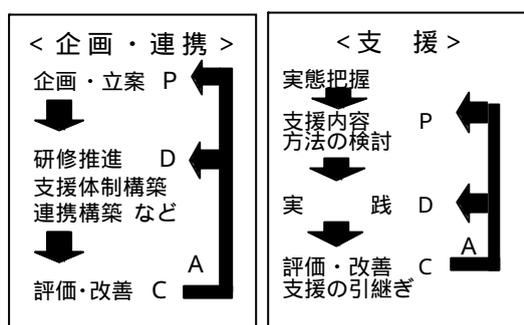


図1 PDCAサイクルに基づく諸活動の推進

このような諸活動を推進していくためには、校内委員会を年間行事や週行事に位置付け、見通しをもって次の課題に向けて取り組めるようにすること、同時に必要に応じて臨機に開催できるようにしていくことが大切である。その上で、支援の必要な児童生徒等に適切な支援がなされる状態を作り出しているか、学校全体での取組になっているかといった視点から校内委員会の取組を振り返り、常に改善の方策を検討し、推進するように努めることが重要である。また、支援に関する具体的な活動も、今ある情報や資源を基に、課題の背景要因や実施可能な支援策等を検討し、具体的な取組を進めることが大切である。その上で、評価・改善を繰り返して得られた知見や情報を蓄

積し、より適切な内容や方法を導き出せるようにしていくことが必要である。

## 2 特別支援教育年間活動計画の作成

校内の特別支援教育を推進していくためには、校内委員会が特別支援教育年間活動計画を作成し、教職員の共通理解の下で、計画的に取り組むことが必要である。

### (1) 年間活動計画作成の視点

計画作成に当たっては、特別支援教育に関する自校の実状を次のような視点から整理し、推進上の課題を明確にした上で、取組の重点事項を定めて作成する。

校内委員会の開催状況 関係機関との連携の状況 特別支援教育に関する教職員の理解の状況 保護者・地域への理解・啓発の推進状況 児童生徒等への理解・啓発の推進状況 校内の教職員の協力体制 実態把握や具体的支援の状況 保護者との相談体制	など
--	----

### (2) 年間活動計画の作成

特別支援教育推進のためには、表1に示したような活動が考えられる。

表1 特別支援教育の活動内容

活動内容
支援体制の整備・計画に関すること ・ 年間活動計画の立案 ・ 特別支援教育理解の推進 ・ 校内の実態把握と共通理解 ・ 各学級での実態把握 ・ 各学級の現状の共通理解 ・ 保護者への理解・啓発 ・ 教育相談の在り方 ・ 事例研究会・指導法研究会
個別の支援・指導に関すること ・ 個別の支援体制の検討 学級での配慮, 学年体制, 少人数指導, 個別指導体制など ・ 保護者, 巡回相談等との連携 ・ 事例研究会・指導法研究会
支援体制の評価と改善 ・ 学年間, 学校間の情報の引継ぎ ・ 特別支援教育の評価と改善

各学校で年間活動計画を作成する場合、このような内容を基に、自校の特別支援

教育推進の重点事項に沿った必要な内容を検討し、校内委員会の開催回数や研修係等の他の校務分掌との連携も考慮の上、時期や場、内容を位置付け、作成することになる。

具体的には、表2のような例が考えられる。

表2 年間活動計画例

	基本的理解からの取組例	支援・指導力向上の取組例
重点事項	・ 教職員の特別支援教育への意識の高揚を図り、児童生徒等の困難さへの気付きを高める。	・ 支援チームでの組織的な支援を進め、個に応じた具体的な指導方法や配慮に関する知識・技能の向上を図る。
1 学期	年間活動計画の立案 実態把握の実施計画 特別支援教育の理解 実態把握の実施計画	年間活動計画の立案 要支援児童の確認及び実態把握計画 実態把握の実施計画 通常学級での指導法 各ケース状況の確認
2 学期	特別な支援を必要とする児童生徒等の確認と当面の支援策検討 校内委員会報告 発達障害の理解と指導方法 支援状況の確認 引き継ぎ資料の検討	と支援体制の検討 校内委員会報告 ケース会及び授業相互参観 支援状況の確認 関係機関との連携確認
3 学期	支援状況の報告 実践記録、引継ぎ資料について 特別支援教育の反省 特別支援教育の評価と改善点の確認	ケース会及び授業相互参観 各ケース状況の確認 特別支援教育の反省 特別支援教育の評価と改善点の確認

～ は校内委員会， は研修係との連携による校内研修会， は職員会議等を示す。

### 3 校内委員会の具体的な進め方

校内委員会では、設定された時間内に効率的に検討するために、会の趣旨を明確にし、何を協議し、決定するのかを確認して進めていく。必要な情報はあらかじめ整理し、可能ならば事前に資料配布するなどしておくことも必要である。また、決定事項は、現時点で可能なことを「だれが」、「いつまでに」、「どのように」、「どうする」といった具体的な取組として確認したい。さらに、職員朝会等を活用して全教職

員に決定事項を報告し、共有することも重要である。

具体的には、表3に示したような流れが考えられるが、事前の連絡・調整や的確な情報収集とともに、各参加者が分掌部、あるいは一職員として、支援に関して何ができるかという視点をもって臨むことが会の趣旨を達成する重要なポイントとなる。

表3 校内委員会の開催例

会の趣旨	
<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の支援状況について確認する。</li> <li>個別指導の必要な児童への支援体制について検討する。</li> </ul>	
事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>学年や担任からの支援状況に関する情報収集</li> <li>開催日時、参加者の連絡・調整</li> <li>必要な情報の整理、資料準備</li> </ul>
委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>開会（趣旨、進め方の確認）</li> <li>学年（担任）からの概要説明</li> <li>参加者からの補足情報</li> <li>課題の整理と確認</li> <li>支援の検討</li> <li>当面の支援方法等</li> <li>巡回相談等の助言の必要性</li> <li>支援の決定と確認</li> <li>支援内容（支援者、内容）</li> <li>支援期間、評価時期</li> <li>閉会（次回の日程確認）</li> </ul>
事後	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員朝会や職員会議での校内委員会の決定事項の説明</li> <li>決定した支援策に関する状況経過確認、巡回相談員等との連絡</li> </ul>

### 4 実践例

#### (1) A中学校の概要

生徒数約200人。学級数7学級（うち、知的障害特別支援学級1学級）。教職員数約20人。

#### (2) 校内委員会

##### ア 構成メンバー

校長，教頭，コーディネーター（養護教諭），教務主任，生徒指導主任，保健主任，学年主任，特別支援学級担任，対象生徒学級担任

## イ 校内委員会の役割と具体的な活動

学習面や行動面の実態把握の推進 日常観察，チェックリスト，個別検査 生徒への支援内容，方法及び個別の指導 計画についての検討 個別の指導計画に基づく支援分担の検討 校内研修会の企画と運営 関係機関との連携・調整 支援体制等を確認するための職員会議等 での情報共有化の推進 保護者相談の窓口 特別支援学級への入級指導
---

## ウ 校内の支援体制

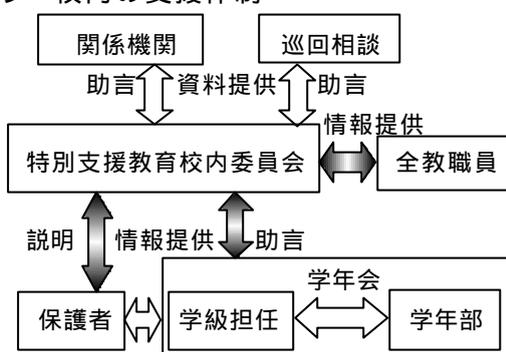


図2 A中学校の支援体制

A中学校では，就学指導委員会の機能を統合させた特別支援教育校内委員会を設置している。全教職員による支援を実現することを目指して，校内に在籍する特別な教育的支援の必要な生徒に関する実態把握や具体的な指導などについては，校内委員会の計画の下で，学年会が中心となり検討や実践を行っている。

また，職員会議等で全教職員に諸情報を提供し，情報の共有化を図ることで，気になる生徒に対して，すべての教職員が配慮や支援ができるようにしている。

### (3) 特別支援教育の年間活動計画

校内委員会は年間3回の定例会（定期テスト期間中）を計画しているが，必要

に応じて随時開催できるようにしている。

校内委員会の定例会にあわせて，事前に学年会を設定し，そこで検討した事項を校内委員会で報告・検討するシステムとすることで，全教職員が検討し，学校全体で特別支援教育を意識した取組ができるようにしている(表4)。

表4 特別支援教育年間活動計画

月	活動	具体的内容
4	第1回校内委員会	・ 特別支援教育年間計画の作成
	校内研修会	・ 特別支援教育について
	気付きの調査	・ 担任，教科担任による気付きの調査
5	家庭訪問	・ 各種調査のまとめ ・ 学力検査・知能検査，A A I
	校内研修	・ 家庭訪問による情報報告
6	教育相談	・ 気になる生徒の情報交換 ・ つまずきや困難さ等に関する詳細な実態把握
	第2回校内委員会	・ 気になる生徒のリストアップ ・ 要支援の生徒の絞り込み ・ 対象生徒の保護者との教育相談について
10	学年会	・ 当面の対応策 ・ 対象生徒の変容確認と対応検討
	第3回校内委員会	・ 対象生徒の状況報告 ・ 保護者との教育相談について
11	学年会	・ 具体的支援方法に関する検討
	第4回校内委員会	・ 対象生徒の変容確認と対応検討 ・ 対象生徒の状況報告 ・ 保護者との教育相談について
2	学年会	・ 具体的支援方法に関する検討
	第4回校内委員会	・ 対象生徒の変容と対応 ・ 次年度に向けての確認事項

校内委員会は，学校の特別支援教育推進のために，欠かすことのできないものである。その運営の中心となる特別支援教育コーディネーターは，校内委員会の運営について明確なビジョンをもち，計画的で周到な準備や教職員との連絡・調整に当たっていくことが求められる。そのため，特別支援教育コーディネーターの複数指名による業務の分担等の工夫も必要などである。

参考文献 「特別支援教育コーディネーター実践ガイド」  
平成18年 国立特別支援教育総合研究所

(特別支援教育研修課)